

# 会員就業規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人いなべ市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する基本事項を定め、円滑かつ適正な事業運営を図ることを目的とする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは定款第3条（目的）に基づき、会員が健康で自己の能力を発揮できる就業の機会を提供し、会員の生き甲斐の充実を図るとともに「自主・自立、共働・共助」の実現に寄与することを旨とする。

2 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由をもって差別取扱いを受けることはない。

(遵守義務)

第3条 会員は、この規程を遵守し誠実に就業しなければならない。

## 第2章 就 業

(仕事の受注)

第4条 仕事の受注は、センターが会員からの付託を受け、一括してその交渉にあたるものとする。ただし、会員は知り得た仕事依頼情報をセンターへ提供することができる。

2 会員は、発注者と作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならない。

(仕事の日程、手順等)

第5条 センターは受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ就業場所、仕事の日程、手順、資材、機械器具、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、会員の合意を得るものとする。

2 センターは受注した仕事について、就業希望会員との合意に基づき、作業依頼書（様式-1）を発行するものとする。また、センターは会員に対し、就業に関する適切な助言を行うものとする。

3 就業する会員は、就業報告書（様式-2）を携行し、契約内容に即した仕事を遂行した上で、その状況を就業報告書に記録し、発注者の確認を得て、就業の終了後又は就業報告書提出締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(安全衛生等)

第6条 センターは、受託した仕事との関係において、就業会員の健康、安全衛生、災害防止等に配慮する。

(就業上および就業途上の留意事項)

第7条 会員は、就業するにあたり次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行すること
- (2) やむを得ない事情により、就業ができない場合は、事前にセンターに届け出る
- (3) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努める
- (4) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさない
- (5) 就業途上にあつては交通ルールをよく守り、事故に遭わないよう注意すること

(共同作業)

第8条 就業は、原則として、1件につき2人以上複数の会員で作業にあたるものとする。

(共同作業の留意事項)

第9条 会員は、共同作業を必要とする場合は、第7条の定めに加え、次の点に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中からリーダー（世話人、責任者）を互選する
- (2) リーダーは就業会員の作業分担、作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せ内容などにつき、センターと協議する
- (3) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって精励すること

### 第3章 事故への対応

(事故への対応)

第10条 就業会員は、就業中、身体や健康状態に異常をきたしたとき、または負傷し、もしくは第14条に相当する事故等不測の事態（以下「事故」という。）が発生したときは、軽重を問わず、当該会員または共同作業中の会員は直ちにリーダー及びセンター事務局又は発注者に知らせる等緊急連絡を行うとともに、センター事務局の指示を受けなければならない。緊急連絡先は 別表-1 のとおりとする。

2 当該会員は、事故発生後、当日若しくは翌日速やかに別に定める事故報告書（様式第1号）により必要事項、事故の詳細説明等を記述し、センター事務局へ届け出なければならない。なお、当該会員が記述し難い場合は、リーダー又は地区担当職員が代筆することを可とする。

3 センター事務局は、事故の概要をセンター安全適正委員会に報告しなければならない。

(保険会社との事務処理等)

第11条 第14条及び第15条に定める契約保険会社との事務処理等については、セ

ンター事務局において行うものとする。

(示談行為の禁止)

第12条 会員は事故現場で、損害賠償に関する具体的な約束をしたり、念書を書くなどの示談行為をしてはならない。

## 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第13条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンター事務局に届けて、センター事務局の指示に従うものとする。

3 傷害が完治した時は、速やかにセンター事務局へ報告するものとする。

## 第5章 損害保険

(損害保険)

第14条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の免責にかかる自己負担額は保険会社が定めるところにより、10,000円とする。

2 会員の故意又は重大な過失による賠償、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の担保できない賠償は、会員が負うものとする。

## 第6章 補則

(ボランティア活動)

第15条 ボランティア活動について、別段の定めがない限りこの規定を準用する。

(規程の改廃)

第16条 この規定の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。